

港区学校給食調理業務委託  
事業候補者募集要項

令和元年 10 月

港区

## 1 目的

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、日常生活の食事についての正しい知識、望ましい生活習慣を身につけるなど、学校教育において重要な役割を担っています。

港区教育委員会では、平成16年度から学校給食調理業務の民間委託を進めており、衛生管理の徹底や的確な食物アレルギー対応など、児童・生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を、公募型プロポーザル方式により選考します。

## 2 業務委託実施予定校

- ①港南小学校 (所在地：港南4丁目3番28号)
- ②本村小学校 (所在地：南麻布3丁目9番33号)
- ③青山小学校 (所在地：南青山2丁目21番2号)

## 3 事業規模

- ①港南小学校 年間 6千65万円(税込)程度(1500食程度)
- ②本村小学校 年間 3千4百2万円(税込)程度(445食程度)
- ③青山小学校 年間 2千7百5万円(税込)程度(351食程度)

ただし、この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。

また、食数については、現時点での見込みであり、変更する場合があります。

なお、事業規模額を超える提案はできません。

## 4 履行期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 5 応募資格

- (1) 現在、23区(港区含む)で、学校給食調理業務委託契約(自校方式)を受託している実績を有する事業者であること。
- (2) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。
- (3) 学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守できること。
- (4) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日、16港政契第238号)による指名停止を受けていないこと。

- (6) 地方自治法施行令に基づく入札参加資格に関する規定（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 に該当する者でないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (8) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。ただし、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。
- (10) 区内事業者が単独又は区内事業者同士で共同事業体を構成して参加した場合に、区内事業者への優遇として、一次審査における一次評価点の 5 % を一次評価点に加点します（小数点以下切上げ）。
- (11) 区外事業者が区内事業者と共同事業体を構成して参加した場合に、一次審査における一次評価点の 5 % を一次評価点に加点します（小数点以下切上げ）。
- (12) 区内事業者及び区外事業者が共同で参加申込みを行うとき、既に単独で参加を申し込んでいる場合には、共同で申込みしたものは参加資格なしとし、単独で申込みをした方を優先します。  
※区内事業者と区外事業者が共同で委託に参加する場合には、別紙「共同事業体参加申込み注意事項」を確認し、共同事業体構成書及び共同事業体協定書兼委任状も合わせて提出することとします。
- (13) 港区男女平等参画行動計画の方針に基づき、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進状況について、第一次評価における評価項目とします。  
※配点は、一次審査における評価点合計の 5 % とし、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業（港区の制度）、東京ワークライフバランス認定企業（東京都の制度）、くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業（国の制度）に該当する事業者に 5 % を加点します（小数点以下切上げ）。

## 6 応募手続

- (1) 日程（予定であり、変更する場合があります。祝日、土・日曜日は除く）
  - ① 募集要項の配布 令和元年 10 月 23 日（水）～11 月 11 日（月）
  - ② 質問の受付締切 令和元年 10 月 30 日（水）
  - ③ 質問に対する回答 令和元年 10 月 31 日（木）
  - ④ 提出書類受付開始 令和元年 10 月 23 日（水）
  - ⑤ 提出書類の締切 令和元年 11 月 11 日（月）
  - ⑥ 第一次選考 令和元年 11 月 22 日（金）

- ⑦ 第一次選考結果通知 令和元年 11 月 26 日 (火)
- ⑧ 第二次選考 令和元年 12 月 26 日 (木)
- ⑨ 第二次選考結果通知 令和 2 年 1 月 8 日 (水)
- ⑩ 事業候補者決定 令和 2 年 1 月下旬 予定
- ⑪ 委託業務開始 令和 2 年 4 月 1 日 (水)

※⑧の日程詳細については第一次選考を通過した事業者に、第一次選考終了後にお知らせします。

(2) 配布場所

- ・港区役所 7 階 教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係
- ・港区ホームページからも閲覧・ダウンロード可能です。

(3) 質問の受付及び回答

募集に関する質問は、質問書(様式 5)を用い、下記へ F A X で令和元年 10 月 30 日 (水) 午後 3 時まで提出【期限厳守】

※電話での質問は一切受け付けません。

※令和元年 10 月 31 日 (木) に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

※期間を越えての質問は受け付けません。

※回答は、本要項の一部とします。

(4) 提出書類の受付

- ①受付期間 令和元年 10 月 23 日 (水) ~ 11 月 11 日 (月)  
【期限厳守】(土・日曜日は除く)
- ②受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ③受付場所 港区教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係
- ④方 法 持参

(5) 提出書類(様式添付あり)

※必ず指定の様式を使用し、書式等の変更もしないこと。

- ①参加表明書(様式 1)
- ②会社概要(様式 2)

項目	内容
会社概要	(1) 本社所在地 (2) 資本金 (3) 加盟団体 (4) 23 区内事業所数 (5) 23 区内事業所従業員数(正規職員、パート職員、合計) (6) 代行保証制度の加入 (7) ISO 取得状況、ISO9001、14001、27001 の取得状況 (8) ワークライフバランス関係の認定取得状況

学校給食受託状況	(1) 現在契約中の学校給食受託区数 (2) 現在契約中の学校給食受託小学校数 (3) 現在契約中の学校給食受託中学校数 (4) 現在契約中の他区名及び学校名(港区を除く)、給食数
学校給食の事業体制・展開	(1) 運営 (2) 衛生管理 (3) 展開 (4) 組織・人員体制、組織図

③ I S O 認証取得証明書の写し及びワークライフバランス関係の認定書の写し

④ 過去 5 年間の財務諸表

⑤ 納税証明書 (直近 1 年分)

項目	内容
納税証明書	(1) 法人税 (2) 法人事業税(地方法人特別税を含む) (3) 消費税及び地方消費税

⑥ 仕様書に基づいた経費見積書 (様式 3)

項目	提案内容
経費見積書	(1) 従事体制 (2) 人件費 (3) その他経費

⑦ 企画提案書 (様式 4)

港区の学校給食を円滑に遂行するための貴社の役割と支援体制について説明してください。

項目	提案内容
基本理念	(1) 学校給食が果たす役割 (2) 安全で安心な学校給食の提供 (3) 食育のポイント
業務の実施	(1) 港区の学校給食に対する理解について (2) 学校との連携 ① 児童・生徒、栄養士、教職員とのコミュニケーション ② 学校行事の考え方 ③ 学校給食運営協議会への取組 (3) 衛生管理 ① 健診・細菌検査の内容・項目、回数 ② 『学校給食衛生管理基準』の遵守、大量調理における管理マニュアル、HACCPの考え方 ③ 衛生に関する指導員の有無 (4) 本社のバックアップ体制 ① 学校の調理従事者との連携・支援体制 ② 現地への巡回の頻度、指導の内容 ③ 急な欠員時等の支援体制

<p>人員配置・人材育成、人材確保</p>	<p>(1) 応募学校への人員配置、人材確保  ①調理従事者の配置人数、配置者の資格、学校給食経験年数  ②パート社員の定着率  ③人材確保における工夫  ④欠員が生じた場合、補充までに要する期間(応援は含まない)</p> <p>(2) 組織力の確保  ①調理業務におけるチームワーク向上のための取組  ②調理員(パート含む)への契約内容(港区仕様)の具体的な周知徹底方法</p> <p>(3) 研修の体制及び効果  ①従事社員・パート社員の研修内容、回数  ②配置前研修のスケジュール、内容</p> <p>(4) 調理業務責任者について  ①会社全体での調理業務責任者の人数  ②平均年齢  ③調理業務責任者となるために必要な経験及び年数</p> <p>(5) 巡回指導員について  ①会社全体での巡回指導員の人数及び役割  ②巡回指導員となるために必要な経験</p>
<p>異物混入、アレルギー事故等の件数(全受託校)</p>	<p>(1) 過去3年間(平成28、29、30年度ごと)の異物混入の件数(児童・生徒が食する前に判明した提供ミス、髪の毛、ビニール、プラスチック等)</p> <p>(2) (1)の事故のうち、最も重大な事例1つについての概要(事故の内容、原因、対応、再発防止策)。※</p> <p>(3) 過去3年間(平成28、29、30年度ごと)のアレルギー事故(児童・生徒が食する前に事前に回避したものの件数も含む)の件数</p> <p>(4) (3)の事故のうち、最も重大な事例1つについての概要(事故の内容、原因、対応、再発防止策)。※</p> <p>(5) 食物アレルギーについての理解・社員教育(研修)・事故防止策の具体的な内容</p> <p>※該当のない事業者は想定した場合の記載をしてください。</p>
<p>非常事態への予防・対応(全受託校)</p>	<p>(1) 過去3年間の事故の概要(平成28、29、30年度ごと)(事故の内容、原因、対応、再発防止策)。</p> <p>①食中毒事故※  ②損害賠償を伴った事故※</p> <p>(2) 災害時の対応※</p> <p>(3) 加入保険</p> <p>※該当のない事業者は想定した場合の記載をしてください。</p>

(6) 提出部数

- ①参加表明書 1部

②会社概要

事業者名入り 1部

事業者名なし 13部 ※本社所在地は空欄にしてください。

③ISO認証取得証明書及びワークライフバランス関係の認定書

写し 各1部

※該当あれば提出

④過去5年間の財務諸表 各年 1部

⑤納税証明書(直近1年分) 1部

⑥仕様書に基づいた経費見積書

社判を押した正式なもの 各1部

事業者名なし 各13部

※複数の学校に応募する場合は、学校ごとに経費見積書を用意してください。

⑦企画提案書

事業者名入り 1部

事業者名なし 13部

⑧上記①～⑦の提出資料(事業者名入り)データを格納したCD-R等1枚

※CD-R等表面には社(者)名を記入してください。

※①から⑥はそれぞれファイルを別にして格納してください。

(7)注意事項

①事業所名なしの提出物については、資料文中など全てについて、事業所名をマスキング処理する等、確実に消し、社員の顔写真や氏名等、事業者を特定できるような情報についても一切載せないこと。

② 上記提出資料は社名入り封筒に入れ提出すること。

③ 記入欄は、MSP ゴシック、11ポイントを使用すること。

④セルの大きさは横は固定、縦は任意とします。

⑤表紙・会社概要・経費見積書は片面印刷に、企画提案書は両面印刷にしてください。

⑥会社概要・見積書・企画提案書は別にして提出してください。

⑦「会社概要」はA4 1ページ以内で作成してください。

ア) 受託校名欄は10校までは「〇〇区立〇〇小(中)学校(〇〇食平成〇〇年〇月から)」と記入してください。11校以上は「外〇〇区小学校〇校、△△区中学校△校」と記入してください。

⑧現在、港区の学校を受託している場合、受託校記入欄に港区(貴区)と記入しないでください。

⑨「経費見積書」は概算です。A4 1ページ以内で作成してください。

ア) 人員構成は受託した場合に配置可能な構成を記入してください。

イ) 正社員の学校給食経験年数欄について(12月1日基準)

1年に満たない場合は0とせず、実績月を記入してください。

ウ) 備考欄には、根拠となる事項を記入してください。

- ⑩「企画提案書」は A4 両面印刷とし、5 ページ以内で作成してください。
- ⑪事業者名なしの 13 部については、企画提案書の記載内容から事業社名が特定されないように作成してください。
- ⑫様式ごとにインデックスを付けてください。

#### (8) その他

##### ①著作権等

提案書の著作権は事業者に帰属します。ただし、区は事業予定者の公表等必要な場合には申込時の提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

##### ②選考結果の公表

事業候補者の選考過程に関する情報は、選考終了後に公表を予定しています。また、決定事業者の企画提案書は港区ホームページ上で公表します。

なお、事業者名については、決定事業者のみ公表します。

##### ③応募費用

応募に際し必要となる資料の作成・提出等に要する費用及び選考に参加するために要する費用は、全て事業者の負担とします。

##### ④提出書類

区に提出された書類は返却しません。

##### ⑤区が提供した資料の取扱い

区が提供する資料は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、又は内容を提示することを禁止します。

##### ⑥追加書類の提出

区が必要と認める場合には追加書類を提出してください。

##### ⑦一次選考通過事業者は「第二次選考プレゼンテーション用説明資料(A3 片面印刷、横書き)」1 枚を提出すること

※一次選考の提出書類の概要版とし、新しい提案は記載しないでください。

##### ⑧参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式6)を提出してください。

## 7 事業候補者の決定方法

### (1) 審査項目

#### ①会社概要

学校給食調理業務受託状況等

#### ②基本理念

業務に関する基本的な考え方等

#### ③業務の実施

業務実施に際しての取組等

#### ④人材配置・育成

従業員の配置、指導・研修等

- ⑤異物混入及びアレルギー事故  
異物混入及び食物アレルギーの件数  
食物アレルギーの対応等
- ⑥非常事態への予防・対応  
食中毒の予防及び事故発生時の対応等
- ⑦見積書  
見積金額の妥当性
- ⑧試食  
出来栄え、味等
- ⑨プレゼンテーション、ヒアリング  
問題発生時の対応力等
- ⑩総合評価  
全項目を通して評価します。

## (2) 審査方法

第一次審査結果と第二次審査結果を総合し、選考委員会で協議の上、事業候補者を決定します。

### <第一次審査>

第一次審査は提出書類について審査を行います。第二次審査に進める事業者は各校で3者程度とします。

### <第二次審査>

試食、プレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行います。プレゼンテーション、ヒアリングの参加人数は最大で4名までとし、巡回指導員及び各校に配属予定の業務責任者1名は、必ず参加してください。また、給食調理の技術等を確認するために、学校給食献立表メニューの中から、選考委員会が指定する3品程度調理したものを提供してください。ヒアリング時に提供した調理品について質問するので、プレゼンテーションに参加する者は試食をしておいてください。

なお、第二次審査の詳細については、第一次審査結果通知時に第一次審査通過事業者に対し併せて通知します。

## 8 その他

### (1) 選考委員

学識経験者、教育委員会事務局の職員及び学校長で構成し、委員の職・氏名は公表しません。

### (2) 事業候補者の取り扱いについて

事業候補者については、選考委員会が教育長に審査結果を報告し、港区業者選定委員会において契約の相手方として了承された後、契約締結手続きを行います。

### (3) 複数の学校を応募した事業候補者について

複数の学校の事業候補者になった事業者は、契約締結までの間で、1つの学校の辞退を申し出た場合、次年度以降の港区学校給食調理業務委託のプロポーザルには参加できませんので注意してください。

## 9 長期継続契約

本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年港区条例第64号）第2条第2項に基づく長期継続契約に該当します。

### 【長期継続契約に係る留意点】

#### 1 発注者の解除権

長期継続契約は、契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合がありますことをご承知おきください。

#### 2 業務履行評価の対象

本件は、港区業務履行評価に関する要綱（平成25年1月21日24港総契第2195号）に基づく業務履行評価の対象契約です。

業務を受注した後、一定期間経過後、定期的に港区が業務の履行状況を確認する業務履行評価を行います。業務履行評価実施後、実施結果が通知されます。業務履行評価の結果が「不良」である場合は契約解除となる場合もあります。

#### 3 労働環境の確保策の対象

本件は、港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成27年12月28日27港総契第2185号）の対象契約です。

### 【対象契約において必要となる主な対応】

・対象契約については、港区が設定する最低賃金水準額を設けています。業務を受注する場合には、労働者等に最低賃金水準額を支払う必要があることに留意してください。

・区は、受注者に対して、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請し、受注者に可能な範囲で対応していただきます。

なお、詳細については港区ホームページで公表している「労働環境確保策に関する手引き」をご確認ください。

#### 担当

港区教育委員会事務局学校教育部

学務課保健給食係

電話 3578-2111 内線 2737

FAX 3578-2759

メールアドレス minato30@city.minato.tokyo.jp